

医療費控除を知っていますか？

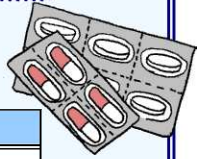
昨年中に本人や同一生計の親族に対して医療費を払った場合申告をすると医療費控除を受けることができます。

(計算方法)

$$\text{医療費控除額} = \text{支払った医療費} - (\text{補てん額}(\ast 1) + 10\text{万円}(\ast 2))$$

※1・・・保険から給付される金額等のこと

※2・・・総所得金額等が200万円を超えない場合はその金額の5%となります



〇〇 対象となるもの 〇〇	×× 対象とならないもの ××
通院や入院時の公共交通機関を利用した交通費	医師への謝礼金
骨折等により、治療を目的とした松葉杖の購入費	美容目的の整形手術費
治療のための医薬品の購入費	通常メガネやコンタクトレンズの購入費
虫歯の治療費	医師の診断書作成費
近視の矯正治療のためのレーシック手術費	人間ドック等の健康診断費用
妊娠中の定期健診費	健康増進のためのビタミン剤の購入費

医療費控除を受けるには

所得税・住民税の控除を受けたい方→住所地の管轄税務署で申告してください。
 住民税のみ控除を受けたい方→区役所で住民税申告をしてください。
 ※申告には領収書等が必要です。

住民税 Q & A

Q. 先日、昨年中の収入がない申告をしました。税の通知が届かないのですが？

A. 申告書等資料に基づき計算した結果、非課税となる方には、通知はお送りしておりません。



Q. 今年品川区に引っ越してきました。まだ品川区から税の通知が届かないのですが？

A. 住民税はその年の1月1日の住所地で課税されます。今年も前住所から通知が届くこととなりますので、ご確認ください。

Q. 私の収入は年金のみです。昨年は年金収入が400万円以下だったため、所得税の確定申告をしませんでした。住民税の控除が昨年より減り、税額があがっているようですか？

A. 以下に当てはまる方は、確定申告が不要な場合でも、区役所にて住民税申告をする必要があります。(税額が低くなる可能性があります。)

- 年金支払者に申告されていない扶養親族がいる場合
- 年金支払者に申告されていない障害者控除がある場合
- 年金天引以外で納付された社会保険料がある場合
- 生命保険料控除がある場合
- 地震保険料控除がある場合
- 医療費控除がある場合
- 寡婦、寡夫控除に該当する場合 など



郵送での申告も可能ですので、お問い合わせください。

住民税相談のご案内

- 課税に関すること Tel (5742) 6663~6
- 納税に関すること Tel (5742) 6671~3
- 証明書に関すること Tel (5742) 6662

受付時間 月曜～金曜
 午前8時30分から午後5時
 ただし火曜日は午後7時まで(祝日は休み)

8月31日は…

住民税第2期の納期限です

納付に便利な口座振替をお勧めします！

出前講座のご案内

サークルや団体等の会合で、住民税の講座を開きませんか？担当職員がお伺いします。費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。
税務係 電話 (5742) 6662

